

子育て世帯生活支援特別給付金

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対し、生活の支援を行うため給付金を支給します。

支給対象者（次のいずれかに該当する方）

HP(1) ひとり親世帯

- ① 4月分の児童扶養手当受給者（6月23日(木)に給付金を支給済です。）
- ② 公的年金等を受給していることで、4月分の児童扶養手当を受給していない方（給付金の申請が必要。7月下旬以降順次支給予定です。）
- ③ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当の受給者と同水準となっている方（給付金の申請が必要。7月下旬以降順次支給予定です。）

HP(2) その他世帯

- ① 4月分の特例給付を除く児童手当または特別児童扶養手当の受給者で、令和4年度市民税均等割が非課税の方（給付金の申請不要。7月中旬以降順次支給予定です。）
なお、新生児（令和4年4月～令和5年2月までの出生児童）も対象となります。
- ② 令和4年3月31日時点で18歳未満の児童の養育者で、以下のいずれかに該当する方。なお、一定の障がいのある児童の場合は20歳までが対象となります。（給付金の申請が必要。7月下旬以降順次支給予定です。）
 - ・ 令和4年度市民税均等割が非課税の方（高校生のみ養育世帯の方、公務員の方は申請が必要。）
 - ・ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和4年度市民税均等割が非課税である方と同様の事情にあると認められる方

給付額 対象児童1人につき一律5万円

申請方法 支給対象者（1）-②、③の方のうち、児童扶養手当が全額停止の方や、令和3年度の子育て世帯生活支援特別給付金を受けられるなど、支給対象と想定される方には、6月下旬に申請書類等を送付していますが、この他に支給対象に該当すると思われる方は、申請書に必要事項を記入し、子育て支援課または各支所窓口へ提出してください。（申請書は子育て支援課、各支所窓口で配布しています。また、市HPでもダウンロードできます。）

申請期限 令和5年2月28日(火)（必着）

お問合せ 子育て支援課専用ダイヤル（ひとり親世帯） ☎21-3353（その他世帯） ☎21-3914

📄<https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2022052000027/>（ひとり親世帯）

📄<https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2022053100061/>（その他世帯）

※ 本市独自の制度として実施する「子育て世帯物価高騰等緊急給付金」の支給については、別途お知らせいたします。

HP ~国民健康保険・後期高齢者医療制度の加入者の方へ~傷病手当金の適用期間を延長します

傷病手当金の適用期間を、6月30日から9月30日までに延長します。

対象 新型コロナウイルス感染症に感染または発熱等の症状があり感染が疑われることにより、連続した3日間を含む4日以上仕事を休み、給与の全部または一部を受けることができなかった方

適用期間 令和2年1月1日～令和4年9月30日（仕事を休んだ日の翌日から起算して2年を経過すると申請できなくなります。）

お問合せ ▷国民健康保険＝国保年金課資格担当 ☎21-3145

▷後期高齢者医療制度＝国保年金課高齢者医療担当 ☎21-3184

函館市事業者物価高騰等緊急支援金

新型コロナウイルス感染症の影響の長期化に加え、原油価格や物価高騰の影響が幅広い業種に及んでいることから、影響を緩和するため、市内事業者へ支援金を給付します。

主な対象要件

- ▷市内に本店を有する法人
- ▷市内に住所を有する個人事業者
- ▷市外に本店を有する法人または市外に住所を有する個人事業者で、市内に事業所を有する者

※ 政治団体、宗教団体を除く

※ 収益事業を行っていない経済・文化団体、NPO法人、公益法人等を除く

給付額 1事業者につき 5万円

申請期間 7月1日(金)～10月31日(月)（消印有効）

申請方法 郵送または電子申請（電子申請は7月下旬開始予定）

※ 詳しい内容は、市のHPまたは市役所・各支所に設置している「募集要項」でご確認ください。

お問合せ 支援金コールセンター ☎68-1809 平日 午前9時半～午後5時半